

新型コロナウイルス感染症の療養解除基準・外出自粛の推奨 ！当院の療養解除基準と、厚生労働省による外出自粛の推奨期間が異なります！

発症 日数 (●日目)		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
コ ロ ナ 陽 性	有 症 状	通常の受診や面会は控える（発症日を0日目として10日間）※1											来院可		
	無 症 状	通常の受診や面会は控える（検査日を0日目として7日間）							来院可						
(濃厚) 接触者 ※2		通常の受診や面会は控える（最終接触日を0日目として7日間）							来院可						

(注) ※1 10日目以降も症状が改善していない場合、かかりつけの診療科にご相談ください。

※2 濃厚接触者とは・・・陽性となった人と一定の期間に接触があった人（陽性者と同居している人、陽性者と長時間接触した人、陽性者の唾液や痰に直接接触した人、マスクなしで陽性者と1m以内で15分以上会話等があった人）

参考：厚労省HP「新型コロナ最前線」

●症状や状況（陽性者との接触状況）により、診察場所の変更など、感染対策が必要な患者として対応します。

●飲み薬の不足など急遽、受診や面会が必要な場合は、必ず事前にかかりつけの診療科に電話でご相談ください。